


# 危険物 Q & A 集

整理番号	33	区分	運搬・移送	B	2
質問	<p>1 ガソリンや灯油、軽油を運搬する場合には、どのような運搬容器を使用すればいいですか。</p> <p>2 罰則等がありますか。</p>				
回答	<p>1 運搬の際に使用できる運搬容器としては、危険物保安技術協会が実施する性能試験をクリアした容器などがあります。当該運搬容器には、「試験確認済証 KHK 危険物保安技術協会」などの表示がされています。</p> <p>なお、この表示のない運搬容器であっても、製造メーカー等が性能試験をクリアする場合も考えられますが、通常、性能試験をクリアした運搬容器には、「試験確認済証」や「認定品」、「推奨品」などの表示が付されていますので、これらの表示がある運搬容器を使用してください。</p> <p>2 ガソリンを灯油用のポリ容器で運搬した者は、消防法違反に当たります。違反した場合には、3箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることが消防法に規定されています。</p> <div data-bbox="443 1182 1353 1693" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">消防法による「容器性能試験」に合格した灯油用ポリ製容器には、このラベルが貼られています。</p>  </div>				
根拠法令等	<p>消防法 第16条          危険物の規制に関する政令 第28条          危険物の規制に関する規則 第41、42、43条          別表3、3の2、3の3、3の4</p>				